

監修のことば

本書は、校長・副校長・教頭等の教育管理職選考を受験する方に向けて、合格するための力がつくよう、重要問題を収録した問題集です。

平成29年度に策定された「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」が令和6年8月に改訂され、重大事態調査への学校や関係者の対応がより明確化されました。令和6年3月の「学校事故対応に関する指針」の改訂とともに学校での不幸な事態への対応の徹底がさらに強く求められています。「令和の日本型学校教育」の構築に向けた個別最適な学習を進めるための方策では、「自己調整学習」「自由進度学習」「AARサイクル」などが提案されています。また、質の高い教師の確保のための方策が中教審から答申されました。これらを踏まえ、本書では、教育管理職選考を突破するためのポイントをつかみ、最新かつ頻出の問題の解き方を身につけることができますようにしました。

「第1部 問題編」では、過去の全国の管理職選考における出題傾向をふまえ、予想問題、正誤問題、空欄適語問題、択一問題、短答記述問題の問題形式別に収録しています。頻出・最新のトピックスをもれなくカバーしており、本書1冊で重要問題を学習することができます。

「第2部 論文編」では、校長選考、教頭選考それぞれに出題される論文について、模範解答例を掲載しています。学校管理職者としての主体性を発揮した、具体的な策を記述する力を身につけてください。

「第3部 面接・事前準備編」では、個人面接・集団面接・集団討論のポイントを示すとともに、個人面接で想定される質問と回答例を示しました。また、教育委員会に事前に提出する書類の書き方、最新の教育情勢についても解説しています。

本書を参考に、学校管理職者としてのビジョンの構築を図っていただきたいというのが、本書の作成に携わった私たちの強い思いです。

そして、この1冊をフルに活用して、一人でも多くの方が合格を勝ち取ることを期待しています。

2025年3月

監修者 窪田 眞二

筆記・論文・面接が1冊で学べる！

校長・教頭・教育管理職試験問題集(2026年版) ▶ 目次

第1部 問題編

第1章 予想問題

予想1	[正誤]	こども大綱	16
予想2	[正誤]	こどもまんなか実行計画2024	17
予想3	[正誤]	こども性暴力防止法(日本版DBS)	18
予想4	[正誤]	「いじめ重大事態ガイドライン」改訂	19
予想5	[空欄]	質の高い教師の確保	20
予想6	[空欄]	ウェルビーイングの確保・向上	21
予想7	[空欄]	不登校・いじめ緊急対策パッケージ	22
予想8	[空欄]	熱中症事故を防止するための環境の整備	23
予想9	[択一]	被災地学び支援派遣等枠組み	24
予想10	[択一]	学校事故対応に関する指針(改訂版)	25
予想11	[択一]	遠隔教育特例制度	26
予想12	[択一]	校内教育支援センター	27
予想13	[記述]	学年(チーム)担任制	28
予想14	[記述]	40分授業午前5時間制	28
予想15	[記述]	学校問題解決支援コーディネーター	29
予想16	[記述]	AARサイクル	29
予想17	[記述]	自己調整学習	30
予想18	[記述]	自由進度学習	30
予想19	[記述]	カリキュラム・オーバーロード	31
予想20	[記述]	ヤングケアラー支援法	31

第2章 正誤問題

1 教育制度・政策

正誤1	教育委員会と地方公共団体の長の職務権限	32
正誤2	教育委員会制度	33
正誤3	学級編制と教員定数	34
正誤4	県費負担教職員	35
正誤5	特別支援学校	36

正誤 6	学校選択制	37
正誤 7	地域と学校の連携・協働	38
正誤 8	「令和の日本型学校教育」と地方教育行政	39
正誤 9	令和 6 年度学校基本調査	40

2 学校経営・運営

正誤 10	副校長・教頭の職務	41
正誤 11	校務分掌と職員会議	42
正誤 12	学校図書館とその活用	43
正誤 13	教育データと情報管理	44
正誤 14	学校事故対応に関する指針	45
正誤 15	学校評価	46

3 教職員の人事管理

正誤 16	給与制度	47
正誤 17	職員の服務	48
正誤 18	分限・懲戒	49
正誤 19	臨時・非常勤・任期付職員	50
正誤 20	学校の労働安全衛生管理	51
正誤 21	教職員の福祉及び利益の保護	52
正誤 22	公立学校教職員人事行政状況調査結果の留意事項	53
正誤 23	令和の日本型学校教育と質の高い教師の確保	54

4 児童生徒の指導

正誤 24	デジタル教科書	55
正誤 25	学校の部活動と地域移行	56
正誤 26	食育の推進と学校給食	57
正誤 27	障害のある児童に対する教育支援	58
正誤 28	児童生徒の問題行動等諸課題に関する調査結果	59
正誤 29	いじめ防止	60
正誤 30	令和 6 年度全国学力・学習状況調査結果	61

第 3 章 空欄適語問題

1 教育制度・政策

空欄 1	日本国憲法と教育	62
空欄 2	教育基本法	63
空欄 3	教育委員会の職務権限と学校の職務	64

空欄 4	小中一貫教育と義務教育学校	65
空欄 5	中等教育学校と中高一貫教育	66
空欄 6	これからの高等学校	67
空欄 7	教科書制度	68
空欄 8	教員の免許	69
空欄 9	こども法と教育	70

2 学校経営・運営

空欄 10	校長の職務権限	71
空欄 11	学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)	72
空欄 12	学校の事務と校務運営	73
空欄 13	学校安全	74
空欄 14	特別支援学級と通級による指導	75
空欄 15	学校の文書管理と表簿	76

3 教職員の人事管理

空欄 16	養護教諭と栄養教諭	77
空欄 17	教職員の採用と定年退職者の再任用	78
空欄 18	教員の研修制度	79
空欄 19	勤務時間・休日・休暇	80
空欄 20	母性保護と育児休業・介護休暇	81
空欄 21	人事評価	82
空欄 22	教員の児童生徒等の性暴力等の防止	83
空欄 23	職員団体	84

4 児童生徒の指導

空欄 24	学習指導要領	85
空欄 25	教育課程	86
空欄 26	不登校支援	87
空欄 27	体験活動とキャリア教育	88
空欄 28	生徒指導と懲戒	89
空欄 29	学習評価	90
空欄 30	子供の人権と福祉	91

第 4 章 択一問題

1 教育制度・政策

択一 1	第 4 期教育振興基本計画	92
------	---------------	----

択一 2	学校の設置と設置基準	93
択一 3	特別支援教育	94
択一 4	義務教育と就学	95
択一 5	学校教育の情報化	96
択一 6	学校施設の管理	97
択一 7	就学援助と就学支援	98
択一 8	夜間中学	99
択一 9	「令和の日本型学校教育」と質の高い教師の確保	100

2 学校経営・運営

択一 10	主幹、主任、指導教諭等の職務	101
択一 11	教員とその他必要な職員の職務	102
択一 12	学校保健	103
択一 13	学校の防災	104
択一 14	学校施設の目的外使用	105
択一 15	学校の財務会計	106
択一 16	学校の支援スタッフ、専門スタッフ	107

3 教職員の人事管理

択一 17	教職員の任用等	108
択一 18	教職員の職務	109
択一 19	教員免許状	110
択一 20	教員の研修	111
択一 21	教員の服務	112
択一 22	教員の分限・懲戒	113
択一 23	指導が不適切な教員の人事管理	114

4 児童生徒の指導

択一 24	児童生徒への懲戒	115
択一 25	不登校	116
択一 26	学習指導要領	117
択一 27	教育課程	118
択一 28	教員による体罰	119
択一 29	いじめ防止対策推進法	120
択一 30	児童虐待	121

第5章 短答記述問題

1 教育制度・政策

記述 1	教育基本法	122
記述 2	教育の目的・目標	123
記述 3	法律に定める学校	123
記述 4	教育行政の役割	124
記述 5	教育振興基本計画	124
記述 6	第4期教育振興基本計画	125
記述 7	令和の日本型学校教育	125
記述 8	こども基本法	126
記述 9	高大接続改革	126
記述 10	児童生徒の就学義務	127
記述 11	就学校の指定と変更	127
記述 12	就学援助制度	128
記述 13	高等学校等就学支援金	128
記述 14	教育委員会制度の概要	129
記述 15	教育委員会と文部科学大臣の関係	129

2 学校経営・運営

記述 16	学校マネジメント(学校経営)	130
記述 17	学校の管理運営	130
記述 18	学校施設・設備の管理	131
記述 19	学校施設の目的外使用	131
記述 20	学校の財務会計	132
記述 21	学校給食費の公会計化	132
記述 22	学校評価(自己評価、学校関係者評価)	133
記述 23	学校評議員	133
記述 24	チームとしての学校	134
記述 25	地域運営学校(コミュニティ・スクール)	134
記述 26	地域学校協働活動	135
記述 27	義務教育学校(小中一貫教育学校の制度化)	135
記述 28	中高一貫教育	136
記述 29	個人情報の保護	136
記述 30	学校の危機管理	137
記述 31	学校事故	137
記述 32	災害共済給付制度	138
記述 33	小学校教科担任制	138
記述 34	小学校35人学級化	139

記述 35	保護者等からの苦情の対応	139
記述 36	防災体制の確立	140
記述 37	学級編制及び教職員定数	140
記述 38	学校表簿	141
記述 39	授業日と休業日	141
記述 40	学校保健安全委員会	142
記述 41	臨時休業	142
記述 42	感染症による出席停止	143
記述 43	5 類移行後の新型コロナ対策	143

3 教職員の人事管理

記述 44	校長・教員の資質の向上指標の策定指針	144
記述 45	学校における働き方改革	144
記述 46	勤務時間の上限ガイドライン	145
記述 47	1 年単位の變形労働時間制	145
記述 48	校長の職務	146
記述 49	副校長の職務と権限	146
記述 50	教頭の職務	147
記述 51	主任制度と主幹教諭制度	147
記述 52	校務分掌	148
記述 53	職員会議	148
記述 54	共同学校事務室	149
記述 55	指導教諭	149
記述 56	栄養教諭	150
記述 57	司書教諭と学校司書	150
記述 58	研修主事	151
記述 59	部活動指導員	151
記述 60	ICT 支援員	152
記述 61	スクール・サポート・スタッフ(教員業務支援員)	152
記述 62	サービスの根本基準	153
記述 63	職務専念義務と免除	153
記述 64	職務命令	154
記述 65	信用失墜行為の禁止	154
記述 66	守秘義務	155
記述 67	営利企業への従事等の制限	155
記述 68	初任者研修・中堅教諭等資質向上研修	156
記述 69	新たな教師の学びの姿	156
記述 70	指導が不適切な教員	157
記述 71	ハラスメント	157

記述 72	わいせつ教員対策新法	158
記述 73	会計年度任用職員	158
記述 74	分限処分と懲戒処分	159
記述 75	分限休職、失職	159
記述 76	教員の超過勤務	160
記述 77	特別休暇と年次有給休暇	160
記述 78	病気休暇等	161
記述 79	産休と育児休業	161

4 児童生徒の指導

記述 80	個別最適化された学び	162
記述 81	GIGA スクール構想	163
記述 82	STEAM 教育	163
記述 83	主体的・対話的で深い学び	164
記述 84	カリキュラム・マネジメント	164
記述 85	全国学力・学習状況調査	165
記述 86	教育課程の編成	165
記述 87	指導要録の改善	166
記述 88	3 観点の新しい学習評価	166
記述 89	ルーブリック評価	167
記述 90	児童生徒への懲戒と体罰	167
記述 91	児童生徒の出席停止	168
記述 92	生徒指導の意義	168
記述 93	部活動ガイドライン	169
記述 94	高等学校の「総合的な探究の時間」	169
記述 95	学校図書館の機能	170
記述 96	地域学校協働活動	170
記述 97	社会奉仕体験活動	171
記述 98	学校給食における食物アレルギー	171
記述 99	学校教育の情報化	172
記述 100	学校現場における生成 AI の利用	172
記述 101	「特別の教科 道徳」	173
記述 102	「特別の教科 道徳」の評価	173
記述 103	キャリア・バスポート	174
記述 104	外国人児童生徒への日本語教育	174
記述 105	学習指導要領の改訂のねらい	175
記述 106	社会に開かれた教育課程	175
記述 107	教科書の使用義務	176
記述 108	教科用図書以外の教材	176

記述 109	補助教材と著作権	177
記述 110	教科用図書の検定制度	177
記述 111	教科用図書の採択制度	178
記述 112	デジタル教科書	178
記述 113	小学校の英語教育	179
記述 114	土曜日の教育活動(土曜授業・課外授業・土曜学習)	179
記述 115	発達障害	180
記述 116	障害のある児童生徒の就学	180
記述 117	学校における「合理的配慮」	181
記述 118	特別支援学校	181
記述 119	通級による指導	182
記述 120	インクルーシブ教育	182
記述 121	児童生徒に対する性暴力の防止	183
記述 122	児童虐待	183
記述 123	不登校の定義	184
記述 124	学びの多様化学校	184
記述 125	ヤングケアラー	185
記述 126	スタートカリキュラム	185
記述 127	「いじめ」の定義	186
記述 128	児童生徒の自殺予防	186
記述 129	スクールソーシャルワーカー	187
記述 130	スクールロイヤー	187

第2部 論文編

第6章 校長選考論文

1 教育政策・時事

校長 1	教員不足への対応	190
校長 2	ウェルビーイングな学校づくり	192
校長 3	デジタル・シティズンシップ教育の推進	194
校長 4	全国学力テスト結果による学校改革	196

2 学校経営・運営

校長 5	校務DXの推進	198
------	---------	-----

校長 6	学校・学級における心理的安全性の確保	200
校長 7	安全・安心な学校づくり	202
校長 8	カリキュラム・マネジメントの実現	204

3 教職員の人事管理

校長 9	教員への対話に基づく研修奨励	206
校長 10	質の高い教職員集団づくり	208
校長 11	学校における働き方改革・業務改善	210
校長 12	学び続ける教師の育成	212

4 児童生徒の指導

校長 13	児童生徒の情報活用能力の育成	214
校長 14	生命の安全教育の推進	216
校長 15	特別支援教育の推進	218
校長 16	児童生徒による問題行動の未然防止	220

第7章 教頭選考論文

1 教育政策・時事

教頭 1	生徒指導の組織的な推進	222
教頭 2	連携・分担による学校マネジメントの実現	224
教頭 3	個別最適な学びの授業づくり	226
教頭 4	部活動指導員の活用	228

2 学校経営・運営

教頭 5	校内における研修推進体制の構築	230
教頭 6	教員業務支援員の効率的活用	232
教頭 7	教職員の協働意欲を高める組織マネジメント	234
教頭 8	防災教育の充実	236

3 教職員の人事管理

教頭 9	教職員間でのハラスメント防止	238
教頭 10	教職員のメンタルケア	240
教頭 11	効果的な人事評価制度の活用	242
教頭 12	不祥事の防止に向けた取組み	244

4 児童生徒の指導

教頭 13	発達の気になる子への組織的対応	246
教頭 14	ヤングケアラーの早期発見と支援	248
教頭 15	体罰の根絶	250
教頭 16	性的マイノリティの児童・生徒への支援	252

第3部 面接・事前準備編

第8章 面接試験対策

① 個人面接試験への対応	256
② 校長個人面接試験の実例とポイント	258
③ 教頭個人面接試験の実例とポイント	264
④ 集団面接試験への対応	270
⑤ 集団討論試験への対応	272

第9章 事前提出書類の書き方

① 事前提出書類の書き方のポイント	274
② 教育信条等について書く場合	276
③ 今までの教育活動について書く場合	278
④ これからどのような教育活動を行いたいのか書く場合	280
⑤ 課題が与えられ、論文を書く場合	282

第10章 最新の教育情勢

学習指導要領改訂を諮問、柔軟な教育課程の編成求める	284
コミュニティ・スクール、公立校の約6割が導入	284
学校プール管理、負担軽減策を	285
保護者苦情、学校管理職OBなどが支援	285
2024年度全国学力・学習調査の結果公表	286
TIMSS 算数・数学、世界5位以内	286
目標水準の英語力、中高ともに5割超	287
QRコードを利用できる中学デジタル教材が大幅増	287
学校司書の4割弱が複数校を兼務	287

子ども性暴力防止法が成立	288
わいせつ教員処分、歯止めかからず	288
健康診断は原則着衣で	289
精神疾患による休職教員が過去最多に	289
教員採用試験の倍率が過去最低に	290
36 教委、教員採用試験前倒し	290
通級利用者 19 万人超、過去最多	291
不登校児童・生徒の成績評価を法令に位置づけ	291
小中不登校最多34万人、いじめ73万件	292
小中高生の自殺者、513人	292
学校死亡事故、7割が未報告	292
法令、答申、通知等	293

凡例

【主要法令名略称】

○憲法	⇒ 日本国憲法
○地公法	⇒ 地方公務員法
○地教行法	⇒ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律
○教特法	⇒ 教育公務員特例法
○教職給与特別法	⇒ 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法
○義務教育学校標準法	⇒ 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律
○教育機会確保法	⇒ 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律
○就学奨励法	⇒ 就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律
○教科書無償措置法	⇒ 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律
○個人情報保護法	⇒ 個人情報の保護に関する法律
○男女雇用機会均等法	⇒ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律
○地方公務員育児休業法	⇒ 地方公務員の育児休業等に関する法律
○労働施策総合推進法	⇒ 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律
○児童生徒性暴力防止法	⇒ 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律
○学校教育情報化推進法	⇒ 学校教育の情報化の推進に関する法律
【判例】	
○最判昭 58.2.18	⇒ 最高裁判所判決昭和 58 年 2 月 18 日

予想問題

予想
(正誤) ①

こども大綱

次の文は、「こども大綱」に関する記述である。正しいものに○を、誤りに×をつけなさい。

- 1 「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」及び「子供の貧困対策に関する大綱」を1つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるものである。
- 2 「こどもまんなか社会」とは、全てのこども・若者が身体的・精神的・経済的に幸福な生活を送ることができる社会のことである。
- 3 こども施策に関する基本的な方針は、①こども・若者の人格・個性を尊重し、権利を保障して最善の利益を図る、②こども・若者・子育て当事者の意見を聴き対話を重視する、③ライフステージに応じた切れ目ない支援を行う、④成育環境を整え貧困・格差を解消する、⑤結婚・子育ての実現を阻む課題を解決する、⑥施策の総合性を確保し関係省庁等と連携する、以上6つである。
- 4 こども大綱の下で進められる施策の具体的内容は、こどもまんなか社会計画として取りまとめ、毎年改定する。

▶ 解説

こども大綱(令5.12.22閣議決定)

- 1 ○ こども基本法9条3項。
- 2 × 経済的 → 社会的
- 3 ○ 6本の柱を基本的な方針とする。
- 4 × こどもまんなか社会計画 → こどもまんなか実行計画

正解 1-○ 2-× 3-○ 4-×

予想
(正誤) ②

こどもまんなか実行計画2024

次の文は、「こどもまんなか実行計画2024」に関する記述である。正しいものに○を、誤りに×をつけなさい。

- 1 こども大綱に示された6つの基本的な方針及び重要事項の下で進めていく幅広いこども政策の具体的な取組を一元的に示した初めてのプロジェクトプランである。
- 2 こども施策に関する重要事項のうち、「ライフステージを通した重要事項」は、①こども・若者の権利の社会的共有、②多様な遊び・体験、活躍機会の創出、③切れ目ない保健・医療の提供、④こどもの貧困対策、⑤障害児・医療的ケア児等への支援、⑥児童虐待防止と社会的養護の推進及びヤングケアラー支援、⑦こども・若者の自殺対策、犯罪等から守る取組である。
- 3 子育て当事者への支援として、①子育てや教育に関する政治的・社会的体制の確立、②地域子育て支援、家庭教育支援、③共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大、④ひとり親家庭への支援が挙げられている。
- 4 「こどもまんなか実行計画」の実施状況とその効果、こども大綱に掲げた数値目標と指標の状況、社会情勢の変化等を踏まえ、おおむね10年後を目途に、こども大綱を見直す。

▶ 解説

こどもまんなか実行計画2024(令6.5.31)

- 1 × プロジェクトプラン → アクションプラン
- 2 ○ ライフステージ別の重要事項も、①誕生前から幼児期まで、②学童期・思春期、③青年期に分けて掲げられている。
- 3 × 政治的・社会的体制の確立 → 経済的負担の軽減
- 4 × 10年後 → 5年後

正解 1-× 2-○ 3-× 4-×

択一問題

1 教育制度・政策

択一①

第4期教育振興基本計画

令和5年6月策定「第4期教育振興基本計画」で示された5つの基本方針に含まれないものが1つある。次のうちのどれか。

- 1 グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成
- 2 誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進。
- 3 地域や家庭で共に学び支えあう社会の実現に向けた教育の推進。
- 4 教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進。
- 5 2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成。

▶ 解説

- 1 ○ 主体的に社会の形成に参画、持続的社会的発展に寄与する人材の育成等。
- 2 ○ 子供の多様な教育ニーズへの対応、共生社会の実現に向けた教育の推進。
- 3 ○ 学校・家庭・地域の連携強化。
- 4 ○ DXに至る3段階の着実な移行、GIGAスクール構想の推進。
- 5 × 設問は同計画のコンセプトの1つ。残りの基本方針は「計画の実効性確保のための基盤整備・対話」であり、本計画のコンセプトの下に5つの基本方針が示される体系となる。

正解 5

択一②

学校の設置と設置基準

次の文は、学校の設置と設置基準についての記述である。妥当なものは次のうちのどれか。

- 1 中等教育学校は、前期課程については、中学校に相当するので、市町村が設置した場合は中学校の設置義務がなくなる。
- 2 小学校及び中学校の設置基準では、校舎には教室、職員室、保健室を備えるべき施設とし、必要に応じて図書室を備えるべき施設としている。
- 3 高等学校の学科は、普通教育を主とする学科、専門教育を主とする学科及びこれらを選択履修する総合学科の3種類がある。
- 4 通信制課程をおく高等学校は、その指導形態から収容定員及び面接指導を受ける生徒数については、設置者の判断としている。
- 5 特別支援学校の設置基準では、小・中・高等部の校舎には、「自立活動室」を備えなければならない。

▶ 解説

- 1 × 中等教育学校は設置者の判断による設置となり、中学校の設置義務はなくなる。なお、「義務教育学校」の場合は設置をもって代えることができる（学校教育法38、49条）。
- 2 × 図書室は必置。必要に応じて備える施設は特別支援教室（小、中学校設置基準9条）。
- 3 ○ 高等学校設置基準5、6条。
- 4 × 面接指導は40人を超えてはならない。収容定員240人以上の規定は令和4年に撤廃された。（高等学校通信教育規程4条、4条の2）。
- 5 × 特別の事情があれば教室と兼用可（特別支援学校設置基準15条）。

正解 3

2 校長個人面接試験の実例とポイント (受験者・男性教頭)

校長は、1つの学校を代表する職であり、理路整然とした考え方や正確に物事を判断する能力が要求される。教育者としての落ち着きや礼儀正しさ、豊かな識見、品位や節度を感じさせる態度等も求められ、それが児童生徒、保護者、地域住民の学校への信頼感を高めることになる。個人面接試験では、これらを踏まえて、学校が直面する課題に対して適切に対処する能力があるかどうかを判断される。

面接官 A ○○さんですね。現任校の課題を含めて、1分間で自己紹介をしてください。

受験者 私は、受験番号75番の○○◇◇と申します。現在、△△市立○○◇◇小学校で教頭をしております。教職について27年目で、現在の小学校で6校目です。教頭になってからは、校長の補佐に徹して学校運営について学び、教頭としてどのように行動することが、よりよい学校づくりになるのかを日々考えながら努力しています。現任校では、教員の業務の負担軽減のために、働き方改革をどのように進めるかが課題です。学校・教師が担う業務の適正化のいっそうの推進を図り、学校における働き方改革のさらなる加速化を進めています。また、現在まで学校で慣習的に行ってきた業務についても洗い出し、教員への過度な負担になっているものを見つけて思い切って廃止できないかどうか検討して、教員の負担軽減を図るよう積極的に働き方改革を推進しています。よろしくをお願いします。

面接官 A 教員の働き方改革ですが、具体的にはどのように負担軽減を図るようになっていますか。

受験者 学校及び教師が担う業務の役割分担・適正化について、教師が専門性を発揮できる業務であるかどうか、児童生徒等の生命・安全に関する業務であるかどうかという観点から、学校・教師以外の者に積極的に移行していくように業務の担い手を仕分けています。

面接官 A 教員の働き方改革を支援するスタッフは、どのように活用

していますか。

受験者 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、情報通信技術支援員（ICT支援員）、特別支援教育支援員、教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）等と教員との役割分担を明確にし、教員の負担軽減に努めています。

面接官 A 学校行事等についてはどうですか。

受験者 児童生徒・保護者の希望を踏まえ、さまざまな負担に配慮した上で、教育的な観点は十分に踏まえつつ、より効果的・効率的に実施できるよう、実施内容の精選や準備の見直し・簡素化に努めるようにしています。

面接官 A 他にはどのような工夫をしていますか。

受験者 ICTを活用して校務の効率化を図り、教員間や学校・保護者間の連絡調整のデジタル化に努めています。

面接官 A 働き方改革では勤務時間の管理も重要ですが、どのように工夫をしていますか。

受験者 勤務時間管理等については、従来の自己申告から変更して、ICTの活用やタイムカードなどで在校等時間を客観的に把握し、集計するシステムを構築して、働き方改革に係る取組みや在校等時間の状況を公表するようにしています。

面接官 A 教員も働き方改革を意識していますか。

受験者 登下校指導や勤務時間外になりがちな保護者との連絡調整等の時間についても、過度の負担にならないように気をつけて、勤務時間等を意識して取り組んでいます。

面接官 A 勤務時間については、実際に減ってきていますか。

受験者 退庁する時間などを意識して、放課後の時間を有効に活用するようにしているようです。また、授業研究や校内研修等も、夏季休業中などにまとめて実施するようにしています。

面接官 A 教員の反応はどうですか。

受験者 働き方改革を通じて、学校全体が抱える業務量を見直し、働きやすい安心・安全な勤務環境を実現することによって、時間的な